

新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応

雲南市子ども政策局
 作成: 令和2年3月12日
 改定: 令和2年4月 1日
 改定: 令和2年4月10日
 改定: 令和2年5月22日
 改定: 令和2年7月 6日
 改定: 令和2年8月 7日

■保育所・幼稚園・こども園・児童クラブ

	状 況	対 応
1	県内発生	通常運営 ※濃厚接触者については利用の自粛を要請する(原則2週間)
市 内 発 生		
2	公私立保育所・認定こども園・幼稚園・児童クラブ以外での感染発生	【幼稚園籍】:通常運営 【保育所籍】:通常運営 【児童クラブ】:通常運営。ただし、小学校で感染者が発生した場合は、当該校のクラブの利用を制限する ※濃厚接触者については利用の自粛を要請する(原則2週間) ※地域の発生状況により、利用の自粛を要請する場合がある
3	公私立保育所・認定こども園・幼稚園・児童クラブでの感染発生	【当該施設】:当日もしくは翌日から休園(休園期間は状況により判断する) 【幼稚園籍】:通常運営(発生状況により、利用の自粛を要請する場合がある) 【保育所籍】:通常運営(発生状況により、利用の自粛を要請する場合がある) 【児童クラブ】:利用を制限する ※濃厚接触者については利用の自粛を要請する(原則2週間)
4	複数の公私立保育所・認定こども園・幼稚園・児童クラブでの感染発生	【当該施設】:当日もしくは翌日から休園(休園期間は状況により判断する。) 【幼稚園籍】:休園 【保育所籍】:規模を縮小して実施することまたは臨時休園することを検討する 【児童クラブ】:規模を縮小して実施することまたは臨時休業することを検討する

■その他の行事・施設・事業

上記の施設での行事	感染防止対策を図った上で施設の状況に応じて対応する
子育て支援センター	上記2又は3で利用の自粛を要請する日から当面の間、閉所する
一時預かり	利用希望児童の発熱等体調の状況など利用前に確認してから利用できることとしたうえで、事業を継続するが、国の緊急事態宣言が発出された場合等は県外からの転入者等については転入後2週間経過後の利用を依頼する
園開放	上記2又は3で利用の自粛を要請する日から当面の間、中止する
園庭の開放	上記2又は3で利用の自粛を要請する期間は開放を中止する

■実際に市内で発生した際には、島根県雲南保健所、各園と連携しながら対応することとします。

■国の緊急事態宣言が発出された場合には、島根県知事からの要請に基づいて対応することとします。